

これだけは知っておこう！

情報リテラシー

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、
セキュリティと情報モラルなど
「しくみと中身」がよくわかる！



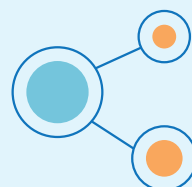
video clip



smart phone



internet



network



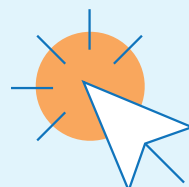
cloud



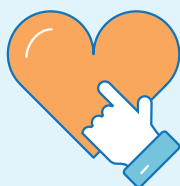
personal computer



camera



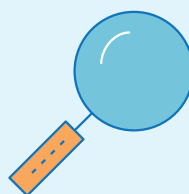
click



favorites



e-mail



search



tablet

Lesson2 情報モラル

(1) 情報社会の問題点

私たちは、パソコンや携帯電話などの情報機器を利用し、インターネットを通じて、豊富な情報を手に入れることができます。今後も IT 家電などの普及により、ますます便利で豊かな生活環境が提供されるでしょう。

しかし情報社会には、以下のような問題点や課題があります。



- ・情報の判断力が必要

インターネットを利用すると、豊富な情報をすばやく手に入れることができます。しかし、インターネットには、情報が正確か、他人の権利を侵害しないか、不正はないかなどとチェックする管理者は存在せず、自分の責任でその情報の正確性を見分けなければなりません。

- ・被害者や加害者になる可能性

正しい知識を持たずに情報機器を利用していると、ウイルスや不正アクセスの被害にあったり、他人に迷惑や被害をもたらしたりする恐れがあります。また、インターネットの匿名性に誘われて、犯罪行為をする危険性もあります。

- ・デジタルデバインド

現在、情報機器を手に入れ、教育を受けて情報技術を駆使できる人はさらに有利な立場になり、他方で、経済的理由や身体的なハンディなどのため技術を持たない人は、困難な立場にたたされています。この格差を少しでもなくすことが社会全体の課題となっています。

デジタルデバインド
情報技術(IT)を駆使できる者と技術のない者との間に生じる社会的・経済的格差のこと。

- ・心身に与える影響

心身に与える影響も懸念されています。バーチャルリアリティと現実社会との区別があいまいになる、他人とのコミュニケーション力が低下する、テクノストレスなどによる健康障害が発生するなどが問題となっています。

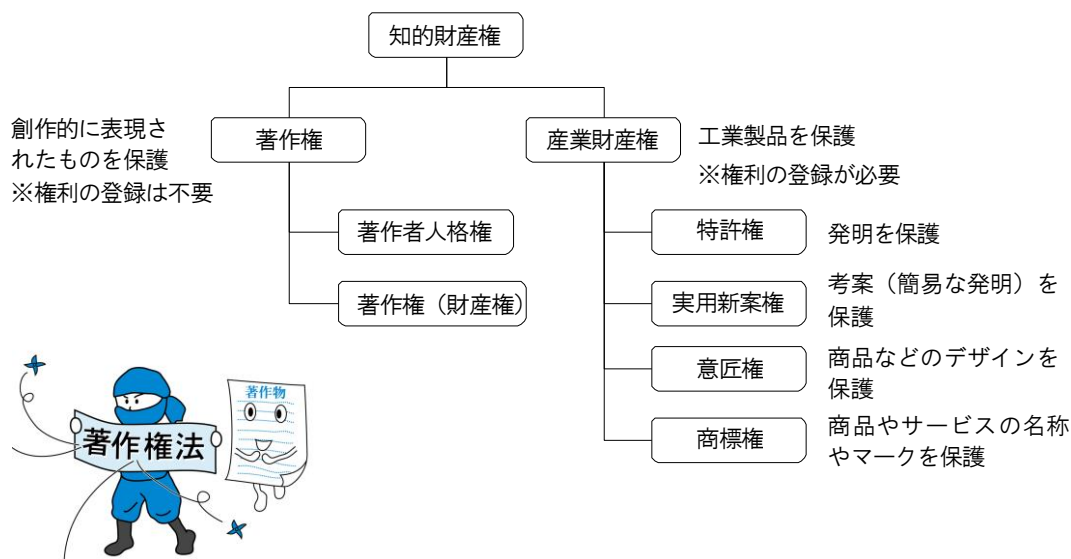
バーチャルリアリティ
仮想現実のこと。五感に訴えるグラフィックやサウンドなどによって現実感をもたらす。

情報モラルとは、情報社会において適切な判断と行動を取るための基本となる考え方や態度のことです。一般社会でのさまざまなルールと同様、他人に迷惑をかけない、他人に不快な思いをさせない、自分の身を守ることは重要で基本的なルールです。ここでは、以下の事項について学びます。

- ・他人の権利を侵害する恐れがある著作権の問題
- ・自分や家族をトラブルに巻き込む恐れがある個人情報の問題
- ・インターネットなど、情報通信ネットワークに参加するためのルールとマナー

(2) 著作権・知的財産権とは

著作権は**知的財産権**の一部です。知的財産権とは、知的な活動による技術やアイデアで、財産としての価値があるものに認められる権利です。その内容は以下のとおりです。



1) 著作権法の成り立ちと国際的な広がり

著作権の歴史は複製に対する規制の歴史だともいえます。ヨーロッパでは15世紀に活版印刷の技術が発明されて以来、大量の**複製物**を安価に製造・流通させることが可能となり、同時にこれを規制する必要性が論じられるようになりました。その後、レコード、写真、映画、ラジオ、テレビといった(広義の)複製技術の進歩とともに、保護される権利の範囲も広がりました。

近年のコンピューター技術の普及は、文章、画像、音楽、動画などの情報デジタル化し、品質を落とさずに複製することを可能にしました。その結果、著作権の問題もますます広範化、複雑化しています。

国際的には1886年に**ベルヌ条約**が、1952年に**万国著作権条約**が採択され、著作権保護のための共通のルールが定められました。

- ・内国民待遇：自国以外の条約加盟国の著作物に対しても、自国の著作物と同様の保護を与えなければならない(ベルヌ条約・万国著作権条約)。
- ・無方式主義：著作権が成立するのに特別な方式は不要であり、創作と同時に著作権が成立する(ベルヌ条約)。方式主義の国においても©マークが表示された著作物については自国の著作物と同様の保護を与えなければならない(万国著作権条約)。

現在では**WIPO(世界知的所有権機関)**という国連の専門機関が、国際的な知的財産権保護のための活動を行っています。

2) 著作権法で認められる権利

著作権とは、著作物が創作された時点で発生する権利で、**著作権法**によって保護されています。**著作物**とは、以下の内容のもので、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされています。従って、単なる事実の記録や表現されていないアイデアは、著作物とはみなされません。

- ・小説、脚本、論文、講演その他言語による著作物
- ・音楽の著作物
- ・舞踏又は無言劇の著作物
- ・絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- ・建築の著作物
- ・地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ・映画の著作物
- ・写真の著作物
- ・プログラムの著作物

著作物を創作した人または組織を**著作者**といいます。その著作物で収入などの利益を得ているかどうかにかかわらず、著作物を創作した時点で誰でも（子供でも）著作者になります。また、著作者は個人であるとは限らず、企業のような組織が著作者となる場合があります。複数人で協力して創作した共同著作物の場合、関与した全員が著作者となることもあります。

著作者の権利には、大きく分けて**著作者人格権**と**著作権（財産権）**があります。著作者人格権は、著作者の人格と名誉を守るために、著作物をどのように扱うかを独占的に決定できる権利です。例えば著作物を公表するかどうかは著作者にしか決められません。一方、著作財産権は、著作物の利用について許諾したり禁止したりできる権利です。著作財産権のことを、狭い意味で単に著作権と呼ぶこともあります。

著作財産権は財産的な権利の一種なので、他人に譲渡したり、あるいは放棄したりすることもできます。そのため、著作財産権の保有者は、著作者であるかどうかにかかわらず、**著作権者**と呼ばれます。

さらに、著作者の権利とは別に、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者（実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者）に与えられる権利として**著作隣接権**があります。

なお、著作権は原則として著作者の死後 50 年を経過するまで保護されます（ただし、映画の著作物は公表後 70 年）。著作者が不明なときは、公表された時点から 50 年を経過するまで保護されます。死亡または公表の翌年 1 月 1 日から起算します。

著作権法で認められている主な権利をまとめると表のようになります。

著作者人格権	著作者の人格的利益を保護する権利 他人に譲渡できない
公表権	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
氏名表示権	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
著作権 (財産権)	著作物の利用を許諾したり禁止したりする権利 他人に譲渡できる
複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利
著作隣接権	著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たす者（演奏家、俳優、レコード製作者、放送事業者など）に与えられる権利
演奏家、俳優などの録音権・録画権	自分の実演を録音・録画する権利

3) 著作物の利用と例外規定

著作物を**利用**するためには、原則として**著作権者の許諾**が必要になります。ここで著作物の利用とは、広い意味での「複製」であり、具体的には著作権法で認められた著作財産権の行使を指します。例えば、本やCDなどの著作物を著作権者以外の人が「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により再製」しようとする場合には、原則として著作権者の許諾が必要になるということです。

それに対して、例えば「本を読む」「CDを聴く」といった著作物本来の使い方をするとは、著作物の**使用**と呼ばれ、上述の利用とは区別されます。当然のことながら、著作物の使用には、著作権者の許諾は必要ありません。

一方、「いついかなる場合でも許諾が必要」といった形で著作者の権利を保護し、利用者の利便性を過剰に制限してしまうと、文化の発展に寄与するという著作権制度の趣旨に反することにもなりかねません。そのため著作権法では、**私的使用のための複製**、**引用**、**教育機関での利用**など一定の条件を満たす場合については、例外的に著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できると定めています。

